# 令和7年9月市議会 教育厚生委員会資料 第108号議案 日吉自然の家条例の一部を改正する条例

目次	ページ
1 改正の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 2
2 改正内容及び算定結果・・・・・・・・・・	· · 3 ~ 5
(1) 施設使用料(宿泊又は日帰り)	
(2)体育館使用料	
3 新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 6 ~ 9
【参考1】使用料・手数料の算定方針・・・・・・・	· 10 ~ 15
【参考2】使用料の改定・・・・・・・・・・・	· 16 ~ 17
【参考3】使用料・手数料の見直しに伴う指定管理者制	度
導入施設への対応について・・・・・・・	· 18 ~ 21

教育委員会令和7年9月

## 1 改正の概要

## (1) 概要

本市の使用料及び手数料については、平成4年度以降、消費税改定に伴う料金転嫁を除き改定していないが、その間も施設運営費等は増加していることから、受益者負担の原則として、全庁的に改定するもの。

## (2) 対象条例

条例	施設名
日吉自然の家条例	日吉自然の家

## (3) 施行期日

令和8年4月1日

## 2 改正内容及び算定結果

(1) 施設使用料(宿泊1泊又は日帰り1日当たり)

## アー改正内容

	区分	現行	改正案 (※1)
	一般	1,084円	1,500円
宿泊する場合	高等学校の生徒	540円	7500
	小学校の児童、中学校の生徒(※2)	270円	750円
	一般	330円	490円
宿泊しない場合	高等学校の生徒	無料	250円
	小学校の児童、中学校の生徒(※2)	無料	250[7]

- ※1 現行は「幼児、小学校の児童又は中学校の生徒」と「高等学校の生徒等」の区分があるが、算定方針により 幼児(未就学児)は無料とし、小学生、中学生及び高校生の単価をこども料金として統一する。
- ※1 算定方針により、こども料金は一般の5割とする。
- ※2 「宿泊しない場合」の区分に、こども料金(「宿泊する場合」と同様、一般の半額)を新たに設定する。

## イ 算定結果

カテゴリー	区分	総コスト	年間 <b>目標者数</b>		受益者 負担率
		1	2	3=1÷2	4
自主学習・研修施設	宿泊する場合	74,346,905円	12,462人	5,966円	25%
日土子白・切門を心設	宿泊しない場合	15,315,776円	6,988人	2,192円	25%

区分	項目	現行料金	再算定 結果	激変緩和	個別事由による算定		最終結果	増減
			和未	措置	金額	金額理由		
		<b>⑤</b>	6=3×4	7	8		9	10 = 8 - 5
	一般	1,084円	1,491円	1,510円	ı		1,500円	416円
宿泊する 場合	こども	高 540円	-	-	750円	一般の5割	750円	210円
		小中 270円	-	-				480円
宿泊しない	一般	330円	548円	490円	-		490円	160円
場合	こども	無料	_	1	250円	一般の5割 【新設】	250円	皆増

## 2 改正内容及び算定結果

# (2) 体育館使用料(1時間当たり)

## ア 改正内容

₩ A		改正案		
区分	貸室	照明設備	合計	以止条
全面	313円	209円	522円	730円
半面につき	156円	104円	260円	廃止

<sup>※</sup> 照明設備使用料を含む。

## イ 算定結果

			施設全体		稼働状況		受益者	
カテゴリー	区分	総コスト	の貸出 可能面積	年間稼働 可能時間 実稼働率		年間 実稼働時間	コスト/㎡	負担率
		1	2	3	4	5=3×4	6 = 1 ÷ 2 ÷ 5	7
自主学習・研修施設	体育館	2,101,864円	750m²	702 h	28.9%	203 h	13.81円	25%

区分	面積	現行料金	1 h あたり コスト/室	再算定結果	激変緩和 措 置	最終結果	増減
	8	9	$(0) = (6) \times (8)$	$(1) = (1) \times (7)$	(12)	13 = 12-9	14 = 13-9
体育館	750m²	522円	10,358円	2,589円	730円	730円	208円

## 3 新旧対照表

日吉自然の家条例(平成27年長崎市条例第53号)の一部を改正する条例

改正後	改正前
○日吉自然の家条例	○日吉自然の家条例
平成27年12月28日	平成27年12月28日
条例第53号	条例第53号
(略)	(略)
(利用料金)	(利用料金)
第8条 利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、宿泊研修施設等	第8条 利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、宿泊研修施設等
の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に支払わなけれ	の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に支払わなけれ
ばならない。	ばならない。
2 利用料金は、別表に掲げる額を基準として、利用の形態等の状況を勘案して	2 利用料金 (附属設備の利用に係るものを除く。) は、別表に掲げる額を基準
指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。	として、利用の形態等の状況を勘案して指定管理者があらかじめ市長の承認を
	受けて定めるものとする。
_ <u>(削除)</u>	3 附属設備の利用に係る利用料金については、指定管理者があらかじめ市長の
	<u>承認を受けて定めるものとする。</u>
3 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるも	4 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるも
のとする。	のとする。
(略)	(略)
(損害賠償)	(損害賠償)
第13条 日吉自然の家の施設、 <mark>設備</mark> 等を汚損し、毀損し、又は滅失させた者は、	第13条 日吉自然の家の施設、 <mark>附属設備</mark> 等を汚損し、毀損し、又は滅失させた
市長の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。ただし、市	者は、市長の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。ただ
長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。	し、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。
(略)	(略)

改正後

改正前

(教育委員会による管理)

- 第21条 教育委員会は、指定管理者の指定をすることができないとき、又は指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の停止を命じたときは、第4条第1項の規定にかかわらず、管理の業務を自ら行うものとする。
- 2 前項の場合においては、第6条第1項、第7条、第8条第1項、第9条、第 11条及び別表の規定の適用については、第6条第1項中「教育委員会の承認 を得て指定管理者が」とあるのは「教育委員会が別に」と、第7条中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、第8条第1項中「宿泊研修施設等の利用 に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に支払わなければならない」とあるのは「別表に掲げる使用料を納入しなければならない」と、第9条中「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定める基準に基づき、利 用料金」とあるのは「市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料」と、第11条第1項中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、同条第2項中「市及び指定管理者」とあるのは「市」と、別表中「基準額」及び「金額」とあるのは「使用料」とし、第6条第2項並びに第8条第2項及び第3項の規定は適用しない。
- 3 教育委員会は、第1項の規定により管理の業務を行うこととし、又は同項の 規定により行つている管理の業務を行わないこととするときは、あらかじめそ の旨を告示するものとする。

(略)

(教育委員会による管理)

- 第21条 教育委員会は、指定管理者の指定をすることができないとき、又は指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の停止を命じたときは、第4条第1項の規定にかかわらず、管理の業務を自ら行うものとする。
- 2 前項の場合においては、第6条第1項、第7条、第8条第1項及び第3項、第9条、第11条並びに別表の規定の適用については、第6条第1項中「教育委員会の承認を得て指定管理者が」とあるのは「教育委員会が別に」と、第7条中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、第8条第1項中「宿泊研修施設等の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に支払わなければならない」とあるのは「別表に掲げる使用料を納入しなければならない」と、同条第3項中「利用料金については、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて」とあるのは「使用料については、市長が別に」と、第9条中「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定める基準に基づき、利用料金」とあるのは「市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料」と、第11条第1項中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、同条第2項中「市及び指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、同条第2項中「市及び指定管理者」とあるのは「市」と、別表中「基準額」及び「金額」とあるのは「使用料」とし、第6条第2項並びに第8条第2項及び第4項の規定は適用しない。
- 3 教育委員会は、第1項の規定により管理の業務を行うこととし、又は同項の 規定により行つている管理の業務を行わないこととするときは、あらかじめそ の旨を告示するものとする。

(略)

## 新旧対照表

	改正後		改正前			
附 則(令和 年 月 日	1条例第 号)					
_(施行期日)_						
1 この条例は、令和8年4月1	日から施行する。	_				
_(経過措置)_						
2 改正後の日吉自然の家条例別	<u>   表の規定は、この</u>	条例の施行の日以後にされる				
申請に係る利用料金について適	5月し、同日前にさ	れた申請に係る利用料金につ				
いては、なお従前の例による。	_					
別表(第8条関係)			別表(第8条関係)			
1 宿泊研修施設等を利用する場	場合(宿泊をしない	・体育館の専用利用を除く。)	1 宿泊研修施設等を利用する場合(宿泊をしない体育館の専用利用を除く。)			
の基準額			の基準額			
区分		金額(1人1日につき)	区分		金額(1人1日につき)	
小学校の児童 <u>又は中学校若しく</u>	宿泊する場合	<u> </u>	<u>幼児、</u> 小学校の児童 <u>又は中学校</u>	宿泊する場合	270円	
は高等学校の生徒		<u>750</u>	の生徒			
	宿泊しない場合	<u>250</u>		宿泊しない場合	<u>無料</u>	
			高等学校の生徒等	宿泊する場合	540円	

小学校の児童 <u>又は中学校若しく</u>	宿泊する場合	<u> </u>	<u>幼児、</u> 小学校の児童 <mark>又は中学校</mark>
は高等学校の生徒		<u>750</u>	の生徒
	宿泊しない場合	<u>250</u>	
[削除]			高等学校の生徒等
<u>一般</u>	宿泊する場合	<u>1, 500</u>	その他の者(4歳未満の者を除
			<u>&lt;.)</u>
	宿泊しない場合	490	

## サビコロ ナナロカ 士

	改正後		改正	前	
備考		備考			
1 「一般」とは、15 の生徒を除く。)をV	歳以上の者(小学校の児童並びに中学校及び高等学校 いう。	1 「幼児」とは、就学前の者(4歳未満の者を除く。)をいう。			
[削除]		2 「高等学校の生徒等」とは、高等学校の生徒及び15歳以上の者であつて1 8歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの(中学校及び高 等学校の生徒を除く。)をいう。			
<ul><li>2 宿泊する場合の1 F</li><li>する。</li></ul>	日とは、午前9時から翌日の午後4時30分までの間と	3 宿泊する場合の1日とは、午前9時から翌日の午後4時30分までの間とする。			
<u>3</u> 宿泊しない場合の 1	1日とは、午前9時から午後9時までの間とする。	<u>4</u> 宿泊しない場	合の1日とは、午前	9時から午後9時までの間とする。	
2 宿泊をしない体育館	官の専用利用をする場合の基準額	2 宿泊をしない体育館の専用利用をする場合の基準額			
区分	金額(1時間につき)	区	分	金額(1時間につき)	
体育館	<u>730円</u>	体育館	全面	円	
				<u>313</u>	
			半面につき	156	

備考 利用時間が1時間未満であるとき、又はその時間に1時間未満の端数が あるときは、その利用時間又はその端数時間は、1時間として計算する。

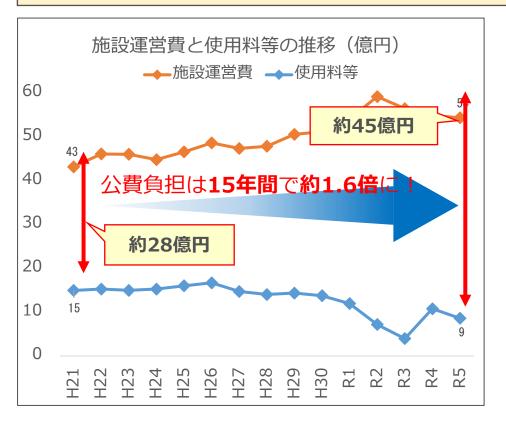
備考 利用時間が1時間未満であるとき、又はその時間に1時間未満の端数が あるときは、その利用時間又はその端数時間は、1時間として計算する。

## (1) 見直しの背景

## ア現状

使用料や手数料については、これまでも改定を検討していたが、消費税の改定に伴うものを除き、 平成4年度以降約30年間改定していない。

この間、人件費や物件費などの**施設運営費は増加し続けている**ため、本来、施設の利用者が負担する**使用料で賄うべき施設運営費を賄えておらず**、不足分は**公費(税金等)で補っている**状況である。 なお、手数料においても同様の状況にある。







## (1) 見直しの背景

## イ 問題解決に向けて

## (ア) 受益者負担の適正化

施設の運営費等のコストを明確にし、令和6年度に策定した「**使用料・手数料の算定方針**」に 基づき、全庁統一的な考え方に基づいた使用料・手数料を設定することで、**受益者負担の適正化** 及び**持続的な市民サービスの提供**を図る。

なお、本見直し後も定期的な見直しを実践し、適切な受益者負担に基づく料金設定を行う。

# 施設の運営コスト、使用料等収入及び利用者数の明確化

## (イ) コスト適正化の取組み

- a 施設運営コスト等の適正化 既存の経費が過大となっていないか精査し、**業務内容や必要な人数等の適正化**を図るととも に、コスト削減や市民の利便性向上を図るため、キャッシュレス化等の**デジタル化を推進**する。
- b 施設の運営手法の見直し・廃止検討 運営コストに対する使用料が安価な施設については、使用料を見直すだけでなく、<u>利用者の</u> 増加策や運営費の削減のほか、施設の統廃合や民間への貸付を検討する。

## 受益者負担・公共施設運営の適正化

## (ウ) 持続可能な財政運営

適正な受益者負担及び公費負担割合とすることで、**持続可能な財政運営**に寄与する。

## (2) 使用料

## ア 算定方法

使用料は、施設の維持管理に係る「原価(コスト)」と「受益者負担率」に基づき算定する。

■貸館施設(貸出スペースごとで使用する施設)

 1室1時間
 施設全体のコスト

 あたりの使用料
 ※室面積

 施設全体の貸出可能面積 × 年間開館時間 × 実稼働率

× 受益者負担率

## イ 原価(コスト)

使用料算定における原価(コスト)は施設運営コスト及び施設整備等コストとする。

(ア) 施設運営コスト	人件費、各種委託料、備品購入等の物件費など施設の運営に必要な直接コスト
(イ) 施設整備等コスト	施設設備に係るコスト(国庫補助等を除した額を減価償却のうえ算出)

## (2) 使用料

## ウ 受益者負担率

使用料は受益者負担の原則に基づき算定するが、施設の設置目的や提供するサービスに配慮する必要があることから、施設毎に適正な受益者負担率を設定する。

## 高し

民間によるサ

## 受益者負担率:50%

#### 【民間サービス提供の度合い】

■ 民間によるサービス提供が見込める施設 (全国的に行政と民間の競合が成立して いるもの)

#### 【市民生活上の必要性の度合い】

■市民生活上、必須である施設

## 受益者負担率:25%

#### 【民間サービス提供の度合い】

■ 全国的に民間サービスの提供があるが、 長崎市への参入見込が薄い施設

#### 【市民生活上の必要性の度合い】

■市民生活上、必須である施設

### 受益者負担率:0%

#### 【民間サービス提供の度合い】

■ 民間サービスの提供はほとんどない施設

#### 【市民生活上の必要性の度合い】

■市民生活上、必須である施設

## 受益者負担率:75%

#### 【民間サービス提供の度合い】

■ 民間によるサービス提供が見込める施設 (全国的に行政と民間の競合が成立して いるもの)

#### 【市民生活上の必要性の度合い】

■ 一定数の市民が使用するもので、市民生活上、一定必要である施設

#### 受益者負担率:50%

#### 【民間サービス提供の度合い】

■ 全国的に民間サービスの提供があるが、 長崎市への参入見込が薄い施設

#### 【市民生活上の必要性の度合い】

■ 一定数の市民が使用するもので、市民生活上、一定必要である施設

#### 受益者負担率:25%

#### 【民間サービス提供の度合い】

■ 民間サービスの提供はほとんどない施設

#### 【市民生活上の必要性の度合い】

■ 一定数の市民が使用するもので、市民生活上、一定必要である施設

## 受益者負担率:100%以上

#### 【民間サービス提供の度合い】

■ 民間によるサービス提供が見込める施設 (全国的に行政と民間の競合が成立して いるもの)

#### 【市民生活上の必要性の度合い】

■ 一部の市民が使用するもので、市民生活 上必須ではない施設

## 受益者負担率:75%

#### 【民間サービス提供の度合い】

■ 全国的に民間サービスの提供があるが、 長崎市への参入見込が薄い施設

#### 【市民生活上の必要性の度合い】

■ 一部の市民が使用するもので、市民生活 上必須ではない施設

## 受益者負担率:50%

#### 【民間サービス提供の度合い】

■ 民間サービスの提供はほとんどない施設

#### 【市民生活上の必要性の度合い】

■ 一部の市民が使用するもので、市民生活 上必須ではない施設

低い

高い

市民生活上の必要性

低い

-13-

## (2) 使用料

## 工 激変緩和措置

使用料算定の結果、急激な値上げとなる場合、市民生活への影響が懸念されるため、次のとおり激変緩和措置を設定する。ただし、市民生活への影響が過大ではない場合は設定しない。

現行料金	激変緩和措置	適用期間	
~250円	2倍		
251~500円	1.5倍		
501~2,000円	1.4倍		
2,001~10,000円	1.3倍	次期見直しまで	
10,001円~100,000円	1.2倍		
100,001円以上	1.1倍		

## 才 減 免

使用料の減免によって減額される使用料収入は公費で充当することから、**減免は例外的な取扱い**であるため、市が推進する施策に貢献できる公益性が認められる「**合理的な理由**」がある場合のみ、**例外的に減免**することができることとし、該当しないものは減免しない。

## (3) 手数料

## ア 算定方法

手数料は、役務を提供するための「原価(コスト)」に基づき算定する。

## 手数料 = 原価(コスト)

## イ 原価(コスト)

手数料算定における原価(コスト)は人件費及び物件費とする。

(ア) 人件費	1分あたりの人件費(職種別平均給与単価) × 平均処理時間	
(イ)物件費	直接物件費÷年間処理件数	

## ウ 激変緩和措置

使用料と同様に設定可能とする。

## 工減免

使用料と同様に設定可能とする。

## (4) 定期的な見直し

使用料及び手数料の定期的な見直しについては、「使用料・手数料の見直しの方針」に基づき、原則として5年毎に実施する。また、社会情勢の変化や政策的措置等を適切に反映するため、経済 状況の急変などに対応する必要がある場合は、前倒して見直しを行う。 –15-

## 【参考2】使用料の改定

## (1) 見直しの対象

ある

の裁量の程度

マトリクスに基づいて料金を設定するもの

(例) ■ グラバー園 ■ 体育館 ■ プール ■ ふれあいセンター など

施設の特性に応じて料金を設定するもの

(例) ■ 長崎原爆資料館 ■ 出島メッセ長崎 ■ 長崎ブリックホール など

見直し対象 211施設

国等から算定式が示されているが、算定に用いる数値等については市の裁量が あるもの

(例) ■ 中央卸売市場

国等から算定式(業務量など)が示されているが、算定に用いる数値等につい ては市の裁量があるもののうち、政策的に見直さないこととしたもの

■保育所・幼稚園 ■母子生活支援施設 など

国等から料金や算定式が示されているもの

(例) ■ 図書館 ■ 市営住宅の家賃 ■ 漁港

見直し対象外

ない

# 【参考2】使用料の改定

## (2) 各施設の受益者負担率

<b>受益者負担率:50%</b> <b>港湾施設</b> (切符売場)		受益者負担率:100%~ 文化財、観光施設、公園施設(スロープ°カー) ホール型施設(交流拠点施設) 市営宿泊施設、市有墓地、商業振興施設、 農林業振興施設、市営駐車場、レクリエーション施設 港湾施設(売店等) 健康増進・入浴施設(公衆浴場以外)
<b>受益者負担率:25%</b> 火葬場	受益者負担率:50% スポーツ施設、公園施設(スポーツ施設) 博物館、こども遊戯施設 ホール型施設、公園施設(屋外ステージ)	受益者負担率:75%
受益者負担率: 0% 街区公園、公園施設(通常公園部分)		受益者負担率:50% 健康増進・入浴施設(公衆浴場)

市民生活上の必要性

低い

# 【参考3】

# 使用料・手数料の見直しに伴う指定管理者制度導入施設への対応について

# 1 見直しの背景と対応

- 指定管理者制度導入施設のうち利用料金制を適用している施設については、利用料金収入額を変更し、 指定管理委託料又は固定納付金の見直しを行う必要がある。
- 一方で、これまで使用料・手数料(以下「使用料等」という。)の見直しを30年以上行っておらず、 指定管理者による集客努力をもってしても、十分に使用料等改定の効果が発揮できない場合も想定される。
- 協定書の責任分担表においては、「施設管理・運営に影響を及ぼす法令等の変更」及び「長崎市の事情による利用者の減」の責任は長崎市が負うものとしている。
- 市の施策として使用料等の見直しを進める中、それに伴うリスクを指定管理者に負わせることがなく、 安定した施設の管理運営を行うことができるよう、指定管理者にとって不利とならない対応を行う。

## (参考)協定書における責任分担表(抜粋)

項目		長崎市	指定管理者
制度・法	施設管理・運営に影響を及ぼす法令等の変更	0	
令変更	指定管理者自身に影響を及ぼす法令等の変更		0
利用者の	長崎市の事情による利用者の減	0	
変動 	当初の事業計画の利用者見込みとの相違		0

# 2 令和8年度における対応について

## 利用料金併用制の施設

- ※一部を市からの指定管理委託料で、残りを利用料金で賄う (P20以外の施設のうち、使用料等の見直しに伴い 利用料金の改定を行う施設)
- 原則として、利用料金制の適用施設は、見直し後の利用料金の基準額(以下「新料金」という。)を 踏まえて、委託料の算定を行う。
- 一方、令和8年度においては、使用料等の見直しを長期間実施していないことから、指定管理者の集容努力をもってしても、利用者数の減など、十分に料金改定の効果が発揮できない場合も想定されるため、特例として現行の委託料を据え置くこととする。

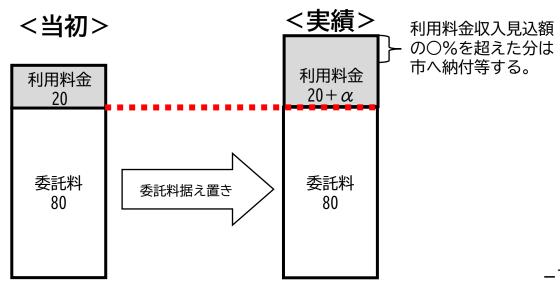
## 原則

利用料金収入見込額の「増」に伴い、委託料は「減」となる。

# 利用料金 利用料金収入 利用料金 40+α 委託料 80 委託料 60

## 令和8年度

- 令和8年度においては、特例として現行の委託料を据え置く。
- 現行の協定書の考え方と同様に、利用料金収入見込額の〇%までは指定管理者の収入とし、それを超えた分は市への納付若しくは利用者への還元に充てるものとする。



# 2 令和8年度における対応について

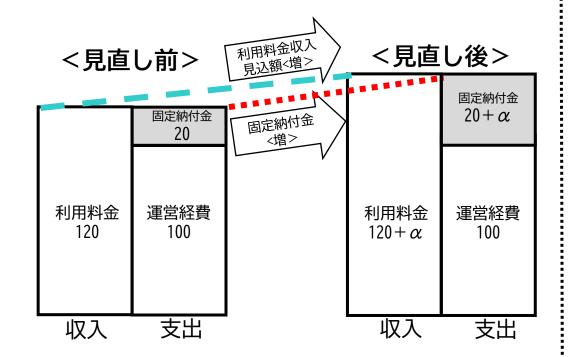
完全利用料金制の施設 ※すべてを利用料金で賄う

(グラバー園、長崎ロープウェイ、出島、出島メッセ長崎、 駐車場・二輪車等駐車場のうち、使用料等の見直しに伴い 利用料金の改定を行う施設)

- 原則として、利用料金制の適用施設は、新料金を踏まえて、固定納付金の算定を行う。
- 一方、令和8年度においては、使用料等の見直しを長期間実施していないことから、指定管理者の集容努力をもってしても、利用者数の減など、十分に料金改定の効果が発揮できない場合も想定されるため、特例として現行の固定納付金を据え置くこととする。

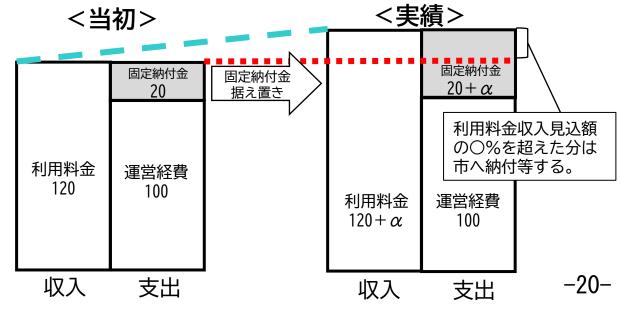
## 原則

利用料金収入見込額の「増」に伴い、固定納付金は「増」 となる。



## 令和8年度

- 令和8年度においては、特例として現行の固定納付金を据え置く。
- 現行の協定書の考え方と同様に、利用料金収入見込額の〇%までは指定管理者の収入とし、それを超えた分は市への納付若しくは利用者への還元に充てるものとする。



# 3 使用料等の見直しに伴う経費の対応

• 指定管理業務として対応するものは、指定管理者と協議のうえ、令和8年4月からの見直しに向けた 準備行為として、令和7年度に負担金等の必要な財政措置を講じる。

(広報物の印刷製本費や券売機改修委託料など)

# 4 スケジュール

時期	指定管理者制度導入施設	令和8年4月の更新施設
令和7年 8月 9月 10月 11月 12月	<ul><li>9月市議会条例改正 (各施設の使用料等の見直し)</li><li>指定管理者と協議 ※必要に応じ補正予算計上</li></ul>	<ul> <li>公募開始</li> <li>9月市議会条例改正 (各施設の使用料等の見直し)</li> <li>指定管理者候補者の選定</li> <li>11月市議会 (指定議案及び債務負担行為設定)</li> </ul>
令和8年 1月 2月 3月 4月	<ul><li>2月市議会(当初予算)</li><li>新料金の運用開始</li></ul>	<ul><li>2月市議会(当初予算)、協定締結</li><li>新料金の運用開始</li></ul>